

R7情01号

魚沼ケーブルテレビ撤去等調査業務委託

特記仕様書

令和7年4月

魚沼市

目 次

第1章 総 則

1.	基本事項	1
2.	番号及び名称	1
3.	履行場所	1
4.	履行期限	1
5.	業務目的	1
6.	業務概要	1
7.	準拠基準等	2
8.	資格要件等	3
9.	制限事項等	3
10.	貸与品等	3
11.	関係官公庁等への手続き	3
12.	施設等の立ち入り	3
13.	打合せ協議等	3
14.	打合せ記録	4
15.	提出書類	4
16.	成果物の提出	4
17.	検査	4
18.	成果物の使用等	5
19.	業務完了前における成果物の使用	5
20.	行政情報流出防止対策の強化	5
21.	疑義等	5

第2章 業務内容

1.	業務項目	5
2.	報告書の構成例	7

第1章 総則

1. 基本事項

本仕様書は、魚沼市（以下「本市または発注者」という。）が発注する次の業務に関し、必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本仕様書に従い実施するものとし、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）等の関係規定を遵守すること。

なお、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

2. 番号及び件名

R7情01号 魚沼ケーブルテレビ撤去等調査業務委託

3. 履行場所

魚沼市内 一円

4. 履行期限

令和8年3月16日まで

5. 業務目的

本業務は、魚沼市ケーブルテレビ施設条例（平成17年8月8日制定 条例第49号）で定める施設（以下「魚沼ケーブルテレビ」という。）及び魚沼市地上デジタルテレビ放送再送信施設条例（平成23年3月18日制定 条例第3号）で定める施設（以下「地デジ再送信施設」という。）の各設備の現状を把握し、工事に係る諸申請関係の整理等、工事発注に向けて必要となる調査を実施することで、魚沼ケーブルテレビの撤去工事の施工範囲や最適な方法、時期、概算費用等を算出すること及び地デジ再送信施設の今後の運営方針等を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

6. 業務概要

(1) 魚沼ケーブルテレビ施設撤去基礎調査

魚沼ケーブルテレビは、旧堀之内町が平成14年度からHFC方式で整備に着手し、平成18年度に本市が事業主体となってサービスを開始したケーブルテレビ放送事業用の施設である。平成28年度からは放送業務の一部をエフエム魚沼株式会社に委託している。

本施設は、幹線ケーブル及び各機器等の経年劣化、老朽化が進み、更新時期を迎

えている。また、現状のHFC方式では、同軸ケーブル及び一部機器等の在庫が枯渇してきており、故障が発生した場合の対応が懸案事項となっており、地域住民の意向及び様々な課題を総合的に考え、魚沼ケーブルテレビのサービスは、令和9年3月で廃止することに決定した。

本業務は、サービス終了後の施設撤去に係る実施設計の前段階として、現状把握及び必要事項を整理し、施工範囲や最適な方法、時期、概算費用等を算出し、報告書を提出すること。

(2) 地デジ再送信施設の今後の運営方針関係調査

地デジ再送信施設は、広神、守門、入広瀬地域の難視聴地域を対象に、平成22年にFTTH方式で整備した。整備後10年以上経過しており、各機器等の経年劣化、老朽化が進み、更新時期を迎えている。また、本市においては、民間のケーブルテレビ事業者によるサービスエリアが拡大しつつあり、本施設のエリアでのサービス展開の可能性について探る必要がある。

本業務では、施設更新の概算を算出するとともに、更新以外の代替手段について調査し、発注者が今後の運営方針を検討できる資料として提出すること。

7. 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1) 有線電気通信法及び関係法令・規則
- (2) 放送法及び関係法令・規則
- (3) 電気通信事業法及び関係法令・規則
- (4) 電波法及び関係法令・規則
- (5) 建築基準法及び関係法令・規則
- (6) 道路法及び関係法令・規則
- (7) 個人情報保護法及び関連法令、規則
- (8) 建設業法及び関連法令、規則
- (9) 電気設備技術基準
- (10) 日本工業規格 (JIS)
- (11) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (12) 日本電気工業会規格 (JEM)
- (13) 日本電子機械工業会標準規格 (EIAJ)
- (14) 有線一般放送参入マニュアル (令和2年12月1日総務省)
- (15) 電子情報技術産業協会標準規格 (JEITA)
- (16) 日本CATV技術協会標準規格 (JCTEAS)
- (17) 日本電線工業規格 (JCS)
- (18) その他、本業務の実施にあたり必要な関係法令、規格、基準等

8. 資格要件等

魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第63号）第2条第1項の規定に基づき競争入札等の参加資格が認められたもので、同条第2項各号に該当しないもののほか、以下のとおり。

（1）管理技術者要件

管理技術者は下記資格を有する者とし、恒常的な雇用関係にあるものとする。

①CATV総合監理技術者

②RCCM（電気・電子部門）

（2）業務実績

過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）に、信越総合通信局所管の自治体が発注するケーブルテレビ施設更新のための基本設計業務等の実績を1件以上有すること。

9. 制限事項等

（1）受注者は、本業務に伴う整備工事の入札に参加できないものとする。

（2）受注者は、コンサルタントとして常に中立性を保持すること。成果物の発注仕様書等において、特定の製品名、製造所名又はこれらが推測されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、発注者と協議し承諾を得なければならない。

10. 貸与品等

（1）受注者は、業務の実施にあたり図面又は関係資料等を借用する場合は、事前に発注者の承認を得たうえで、借用書を提出しなければならない。

（2）受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに発注者に返却しなければならない。損傷した場合は、受注者の責任において修復するものとする。

11. 関係官公庁等への手続き

受注者は、必要に応じ、総務省信越総合通信局等の関係官公庁等に対する諸手続き及び打合せを、発注者と協議の上、迅速に処理しなければならない。

12. 施設等の立ち入り

受注者は、施設の調査等にあたり施設や建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、発注者の承諾を受けてから施設等の立ち入りを行うこと。

13. 打合せ協議等

（1）受注者は業務の遂行にあたり、発注者と密接に連絡を取り、各案件に関する事

はその都度協議し、円滑に業務を遂行しなければならない。

- (2) 受注者は本業務を実施するにあたっての方針及び業務の方向性を示し、発注者の承諾を得て業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は発注者及び関係機関との打合せ、協議については記録簿を作成し、発注者へ提出しなければならない。また、総務省信越総合通信局との協議については発注者に同行し、助言を行う他、必要資料の作成を行わなければならない。
- (4) 打合せ協議は、業務期間中は発注者と受注者が協議の上で必要に応じて実施することとし、その都度進捗状況を報告しなければならない。また、業務上の問題点及び改善策を報告し、その他発注者の求めがある場合はその都度対応しなければならない。
- (5) 打合せ協議には管理技術者が参加しなければならない。
- (6) 打合せを行う場所は、原則として魚沼市役所本庁舎とするが、発注者と受注者が協議した上でWEB会議等で代替してもよい。

1 4. 打合せ記録

- (1) 受注者は、後日確認ができるように打合せ事項、立会人、内容等を詳細に記載した記録簿を作成し、その都度監督職員に提出し、承認を得ること。また、最終成果品の提出時に添付しなければならない。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

1 5. 提出書類

受注者は、契約締結後7日（休日等を含む）以内に業務着手届を監督職員に提出するとともに、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

業務計画書には、業務工程、業務組織計画、連絡体制（緊急時含む）を添付すること。

1 6. 成果物の提出

受注者は、以下の期限までに本特記仕様書に示す成果物として報告書を提出すること。なお、報告書は、A4版ファイル綴じ1部及び編集可能な電子媒体（CD等）1部を提出すること。

- ①中間報告書（令和7年9月30日まで）
- ②業務報告書（令和8年3月16日まで）

1 7. 検査

受注者は、業務の完了時に成果物とともに契約履行届を提出し、発注者の検査を受け

なければならない。

18. 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

また、業務の履行にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任において適切に処理するものとする。

19. 業務完了前における成果物の使用

本業務の完了前においても、発注者は成果物の一部について受注者の承諾を得て使用することができる。また、その事由が発生したときは、双方打合せを実施したうえで行うものとする。

20. 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

21. 疑義等

- (1) 本仕様書の解釈について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定し施行すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも本業務の完了上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項等については、発注者受注者協議の上決定すること。

第2章 業務内容

1. 業務項目

本業務の業務項目は、以下のとおりとする。なお、①中間報告書（令和7年9月30日まで）については、本項目中で次年度の当初予算要求に必要な項目とする。

(1) 魚沼ケーブルテレビの撤去関係

1) 現状確認

- ① 工事完成図書での確認を基本とするが、必要に応じて現場確認を行うこと。
- ② 工事完成図書の確認後、撤去範囲について発注者と協議を行い、撤去範囲の決定を行う。

2) 現地踏査

上記確認において必要とし、発注者が認めた場合、現地踏査を行うこと。

3) 諸申請項目の確認

施設撤去に際し、変更申請、完了申請が必要となるものについて把握、整理を行う。必要に応じて各管理者との協議を行う。

4) 概算費用の算出

魚沼ケーブルテレビ撤去工事の概算費用を算出する。

5) 実施設計仕様書（案）の作成

令和8年度以降に予定する実施設計仕様書（案）を作成する。

6) 撤去工事实施時期等のシミュレーション

- 令和9年度以降に予定する撤去工事を①令和9年度単年度で実施する場合、②令和9年度を含め複数年で実施する場合、③令和9年度で実施せず後年度で実施する場合の実施時期ごとに概算費用と影響等をシミュレーションとして算出する。

7) 報告書の作成

(2) 地デジ再送信施設の今後の運営方針関係

1) 現地踏査

- ① 現在運用している既設設備の確認（再利用可否調査含む）
- ② 新設、更新機器の数量、配置場所の確認

2) 諸申請項目の確認

更新に際し、変更申請、完了申請が必要となるものについて把握、整理を行う。必要に応じて各管理者との協議を行う。

3) 概算整備費用の算出

現地踏査の結果を元に、更新工事の概算費用を算出する。

4) 更新以外の代替手段の調査

発注者と民間放送事業者が協議を行う場に同席し、実現可能性の評価、関係住民に与える影響と代替手段を実現するための課題を調査する。

5) 報告書の作成

2. 報告書の構成例

(1) 魚沼ケーブルテレビ施設撤去基礎調査

No.	項目	詳細
1	撤去の対象範囲	1. 基本事項決定書
2	現地踏査	1. 現地踏査結果報告書 2. 現地踏査写真帳 ※必要に応じて
3	諸申請項目の確認	1. 共架、添架柱の整理 2. 道路占用、河川占用の整理 3. 鉄道軌道横断の整理 4. 総務省信越総通局への届出書類等の確認 5. その他申請事項の整理
4	概算費用の算出	1. 撤去工事概算費用
5	実施設計仕様書（案）の作成	1. 実施設計仕様書（案）
6	撤去工事実施時期等のシミュレーション	1. 撤去工事実施時期等のシミュレーション結果
7	打合せ記録	1. 打合せ記録簿
8	その他	1. 発注者から求めがあったもの

(2) 地デジ再送信施設の今後の運営方針関係調査

No.	項目	詳細
1	現地踏査	1. 現地踏査結果報告書 2. 現地踏査写真帳
2	諸申請項目の確認	1. 新設総通への届け出書類の確認 2. その他申請事項の整理
3	概算整備費用の算出	1. 更新工事概算整備費用
4	更新以外の代替手段の調査	1. 更新以外の代替手段の調査結果
5	打合せ記録	1. 打合せ記録簿
6	その他	1. 発注者から求めがあったもの